

返戻金制度

被採用者が自己都合により入社後３ヶ月未満に甲を退職した場合、乙の退職時期に応じて、受領したコンサルティング料を、下記の表に従い甲に返還するものとする。（甲：求人者、乙：被採用者）

退社時期	返還するコンサルティング料
入社から１ヶ月未満	８０％
入社から３ヶ月未満	５０％
入社から６ヶ月未満	１０％

なお、被採用者が自己都合以外の理由で退職した場合（名目は自己都合であるが、本人の責に帰さない事由で退職した場合、整理解雇を含む会社都合退職または本人の死亡等を含むが、これらに限られない）は、上記の報酬返還は適用されない。また、被採用者が、採用日以前に派遣などの形態で甲において職務遂行経験があった場合であっても、上記の報酬返還は適用されない。

＊返戻金制度は有料職業紹介契約書により別の定めをする場合があります。